亘理町地球温暖化対策実行計画
（区域施策編）

概要版

2024年7月

亘理町

1. 計画策定の背景(目的)

2050 年カーボンニュートラルの実現を目指します

地球規模の課題である気候変動(地球温暖化)の問題は、平均気温の上昇や大雨による災害の増加、農業や漁業への影響、熱中症のリスクの増加など、私たち亘理町民の生活にも様々な影響を及ぼすと考えられます。亘理町では、このような気候変動による危機的な状況を乗り越えるため、地球温暖化の原因である二酸化炭素の排出量を 2050 年までに実質ゼロとすることを目指す「ゼロカーボンシティ」への挑戦を宣言し、その実現に向けて、町の脱炭素の取組の基本方針や具体的な目標を定める「亘理町地球温暖化対策実行計画(区域施策編)」(以下、「本計画」といいます)を策定しました。

かけがえのない豊かな自然と人とが共生できる町として後世につないでいくため、本計画に基づき、町民、事業者、行政の三者が連携・協働して地球温暖化の対策に取組みます。

2. 計画の位置付け

2030 年までの地球温暖化対策・施策を策定

本計画は、地球温暖化対策の推進に関する法律の第 21 条第4項に基づき策定する計画で、亘理町の自然的・社会的条件に応じて、温室効果ガスの排出量削減等を総合的に推進するために、計画期間内に達成すべき目標の設定やそれを計画的に進めるための施策を定めるものです。また、同時に気候変動適応法第 12 条に基づく地域気候変動適応計画に位置づくものです(P.8参照)。

本計画では、本町を取り巻く社会的経済状況の変化や気候変動をはじめとする環境・経済・社会をめぐる広範な課題に対応するため、「第5次亘理町総合発展計画(2016(平成 28)年3月策定)」との整合性を図り、「亘理町環境基本条例(2008 年7月施行)」における基本理念の実現や、関連する本町の様々な環境分野における施策の実現を目指すものとして策定し、これまでの取組の継続と発展を踏まえたうえで、今後の取組の更なる強化を図ります。

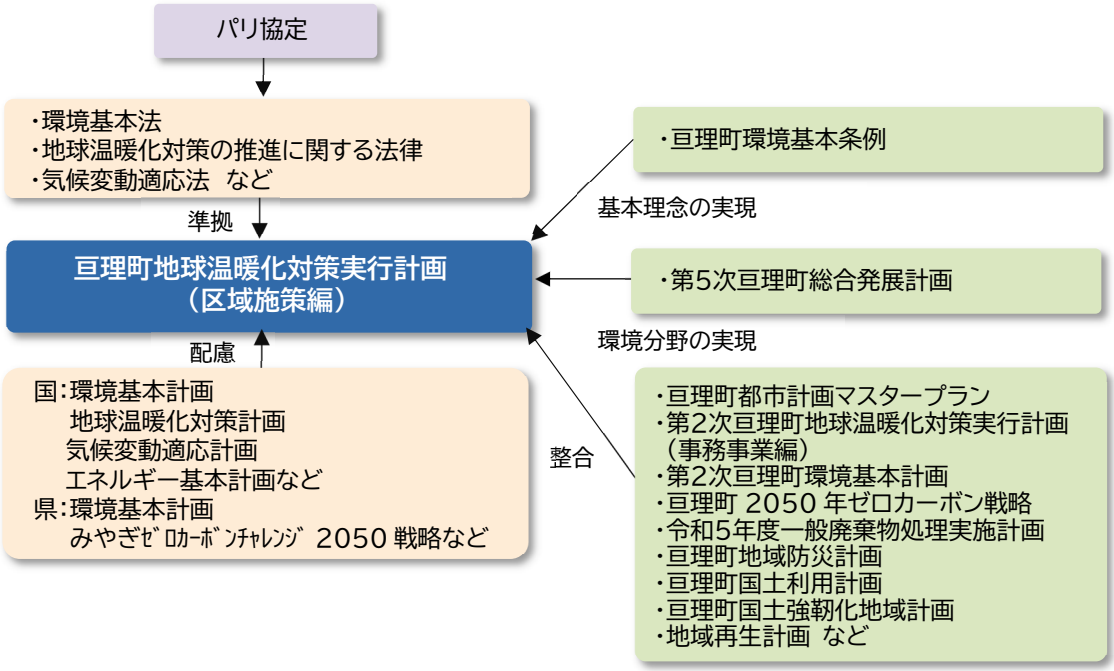

3. 計画の期間

2025 年度から 2030 年度までの 6 年間

本計画の期間は、策定年である 2024（令和6）年度の翌年である 2025 年度から 2030 年度までの6年間とします。また、基準年度については、国の地球温暖化対策計画の削減目標の基準年度に準じ、2013（平成 25）年度とします。

2013 年度（平成 25）	…	2020 年度（令和2）	2024 年度（令和6）	2025 年度（令和7）	2026 年度（令和8）	…	2030 年度（令和 12）
基準年度		現状 ※	策定	対策・施策の進捗把握 定期的に見直しの検討			目標年度

計画期間

※ 現状は、排出量を推計可能な直近の年度を指します

4. 地球温暖化対策の基本的事項

2つの地球温暖化対策「緩和」と「適応」

気候変動（地球温暖化）への対策には、地球温暖化の原因となる温室効果ガスの排出量を減らす「緩和」と、気候変動の影響にあらかじめ備え、被害を防止・軽減させる「適応」の2つに取り組むことが重要です。

5. 亘理町の温室効果ガス排出量の現状

2013 年度の CO_2 排出量：合計 285.2 千 t-CO_2
2020 年度の CO_2 排出量：合計 203.6 千 t-CO_2

本町の温室効果ガスの排出量は、減少の傾向にあります。排出量の割合が高いのは、製造業、建設業及び農林水産業などの産業部門で、次いで、運輸部門、家庭部門となっています。

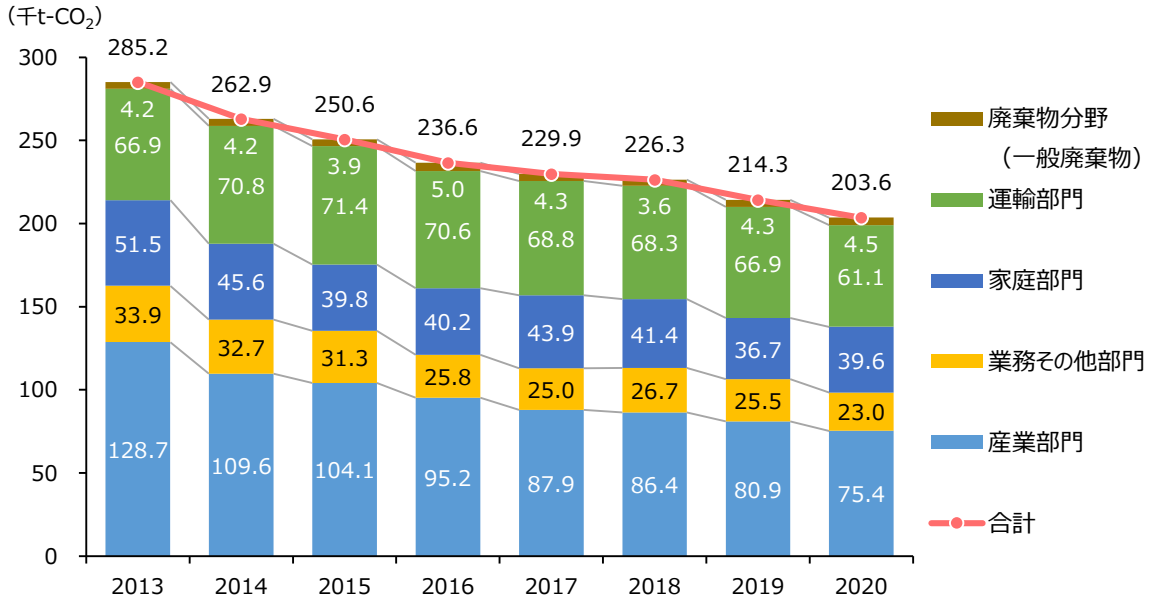

部門・分野別CO_2排出量の推移

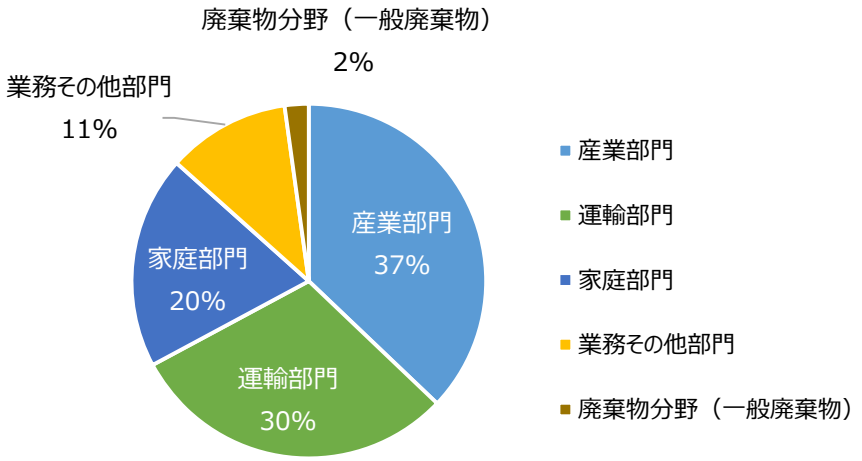

部門・分野別CO_2排出量の割合（2020年度）

産業部門：製造業、建設業、農林水産業のエネルギー消費に伴う排出
業務その他部門：事務所、商業・サービス施設のほか、他のいずれの部門にも帰属しないエネルギー消費に伴う排出
家庭部門：家庭におけるエネルギー消費に伴う排出
運輸部門：自動車（旅客・貨物）、鉄道、船舶など、家庭や事業所の敷地外で利用される人や物の輸送機関のエネルギー消費に伴う排出
廃棄物分野：一般廃棄物の焼却時のエネルギー消費に伴う排出

6. CO_2 排出量の削減目標

2030 年度の削減目標：50%（2013 年度比）
2030 年度までの CO_2 削減量目標：33.9 千 t-CO_2

CO_2 排出量の削減目標は、基準年である 2013 年比で 50%とします。追加的な対策を取らずに現状を維持した場合（BAU）でも 2030 年には 176.5 千 t-CO_2 まで CO_2 排出量の低減を見込むことができますが、目標達成には更に 33.9 千 t-CO_2 の削減が必要です。

このうち、再生可能エネルギーの導入で 6.4 千 t-CO_2、省エネ・次世代自動車等の導入で 19.4 千 t-CO_2、公共交通や森林整備等の環境整備で 6.7 千 t-CO_2、ごみの減量化やリサイクル等の循環型社会形成の取組で 1.4 千 t-CO_2 の削減を見込みます。

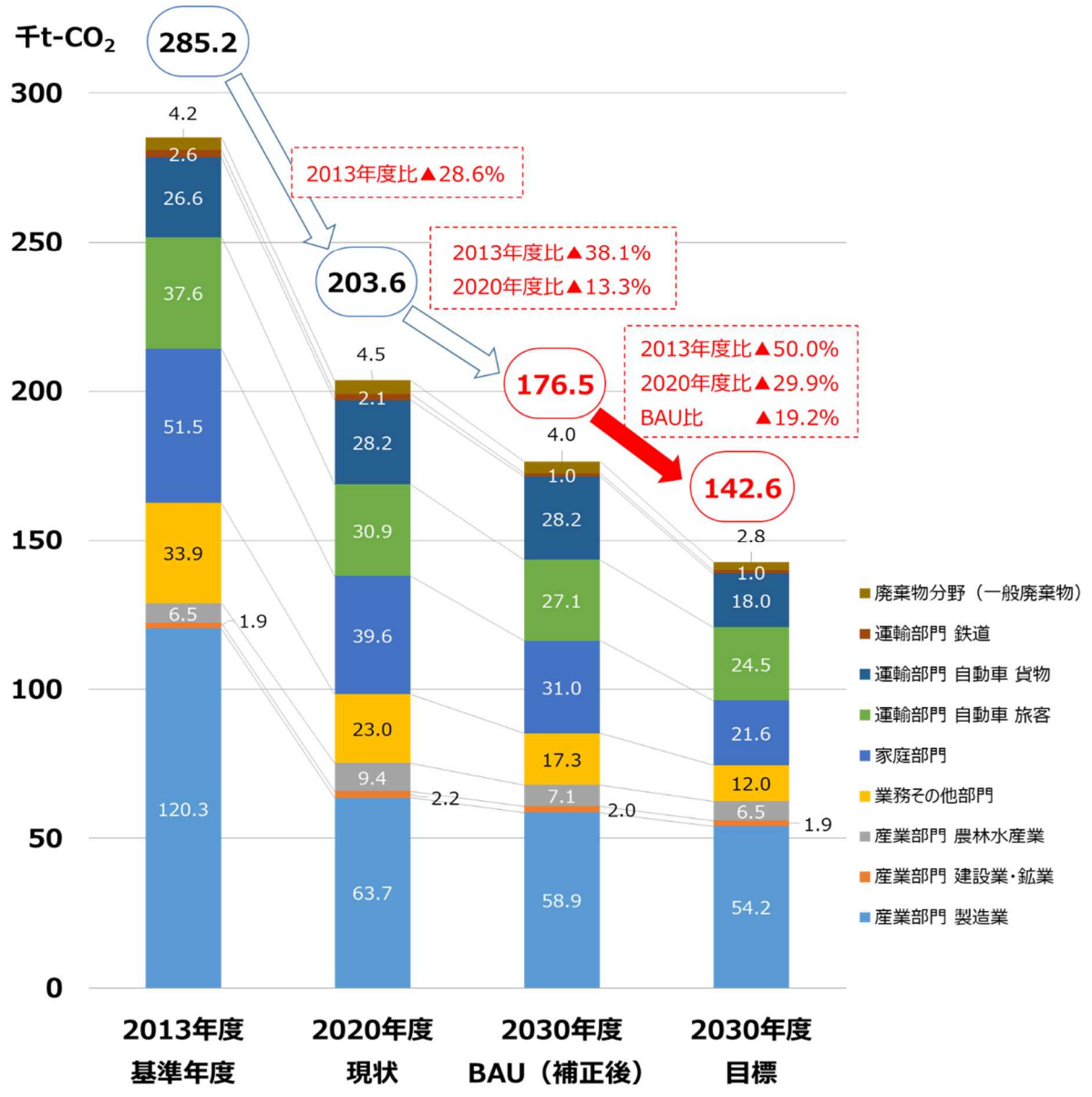

CO_2 排出量及び削減目標

7. 目標に向けた取組

2030 年度までの CO_2 削減目標:

再エネ 6.4 千 t-CO_2　省エネ等 19.4 千 t-CO_2　環境整備等 6.7 千 t-CO_2　循環型社会形成 1.4 千 t-CO_2

中期目標年度(2030(令和 12)年度)における温室効果ガス排出量を基準年度(2013(平成 25)年度)比約 50.0%削減するため、主に4つの基本方針に基づいて、町民・事業者・町の三者が連携・協働して、実効的な取組を推進していきます。

基本方針1　再生可能エネルギーの利用促進

温室効果ガスを排出せず、持続的に使用可能な再生可能エネルギーである太陽光をはじめバイオマス等の積極的な導入促進を図り、本町の自然を活かした環境にやさしいまちづくりを進めます。

（1）太陽エネルギー利用の導入促進
（2）バイオマスエネルギーの利活用促進
（3）その他再生可能エネルギー熱の利用拡大
（4）再生可能エネルギー電気(再エネ電気)の利用拡大

基本方針2　区域の事業者・住民の活動促進

温室効果ガスの排出量がより少ない製品及びサービス等の選択や、エネルギーの効率的な利用に努める脱炭素型のライフスタイルへの転換を図ります。

また、温室効果ガス削減につながる次世代自動車の普及等によるゼロカーボンドライブの推進や、町民や事業者が賢い選択ができるよう、地球温暖化対策に関する情報提供や環境教育・学習の場や機会を設けることにより、町民一人ひとりが地球環境を考え行動するまちづくりを進めます。

（1）省エネルギー行動の推進
（2）環境配慮型建築物の普及促進
（3）次世代自動車の普及促進
（4）環境学習

基本方針3　地域環境の整備及び改善

温室効果ガス排出量を抑制するためだけでなく、今後予想される人口減少や高齢化社会等に対応するため、亘理町では、地域の課題に応じた環境負荷の小さなまちづくりを積極的に進めます。公共交通機関の利用促進、徒歩や自転車などの脱炭素型の移動手段を便利に利用できる環境づくりを進めるとともに、健全な森林の整備、都市緑化を推進し、温室効果ガス吸収源としての機能保全を図るとともに、町民・事業者がいきいきと活動できるよう、緑豊かな憩いと癒しが感じられるまちづくりを進めます。

（1）環境負荷の低い交通・運輸への転換促進
（2）地産地消の推進
（3）森林整備・木材利用・緑化の推進及び海洋生態系の復活・保全活動の推進

基本方針4　循環型社会の形成

これまでの大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会経済のあり方を見直し、廃棄物の発生抑制と適正な資源循環を促すことにより、循環型社会を形成することで天然資源やエネルギー消費の抑制を図ります。生産から、消費、処理・リサイクルに至るまで、3R（ごみの削減、再利用、リサイクル）が推進されるまちづくりを進めます。

（1）家庭ごみの減量化・資源化の推進
（2）事業系ごみの減量化・資源化の推進
（3）排水の適正処理

上記1～4の基本方針に関する具体的な取組内容と削減目標を示します。

基本方針	取組内容	CO_2 削減量目標（千 t-CO_2）	
		2013➔2020	2020➔2030
1．再生可能エネルギーの利用促進	太陽光発電	-	6.4
	バイオガス発電	-	
2．区域の事業者・住民の活動促進	省エネ・次世代自動車	15.5	19.4
3．地域環境の整備及び改善	公共交通・森林整備	5.4	6.7
4．循環型社会の形成	ごみ減量・リサイクル	1.1	1.4
計		22.0	33.9

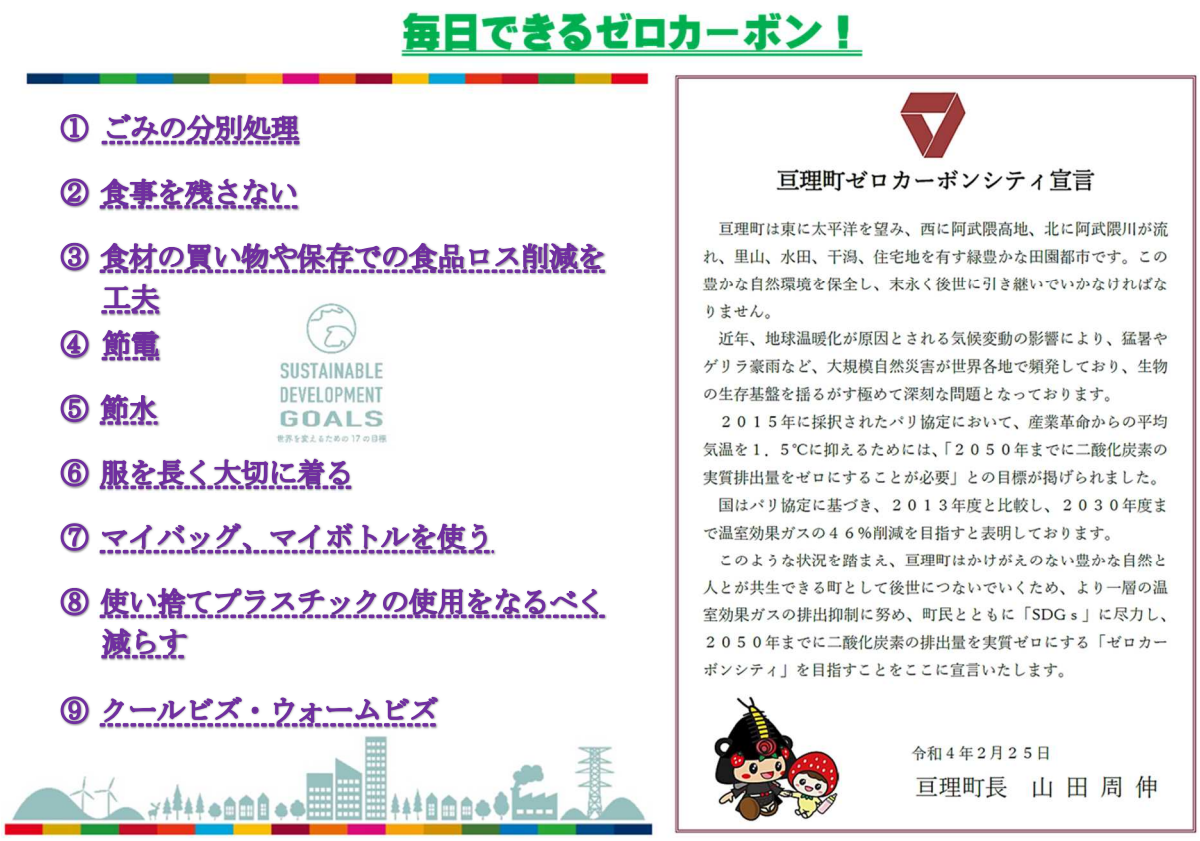

出典：亘理町リーフレット「脱炭素に向けた取り組みを始めましょう」

8. 推進体制

目標の達成に向けて、計画の推進主体である町民、事業者及び行政がともに連携・協働しながら計画を推進します。それぞれの役割に応じて、総合的かつ効果的に取組を実践し、本計画に示す望ましい環境像の実現を目指します。

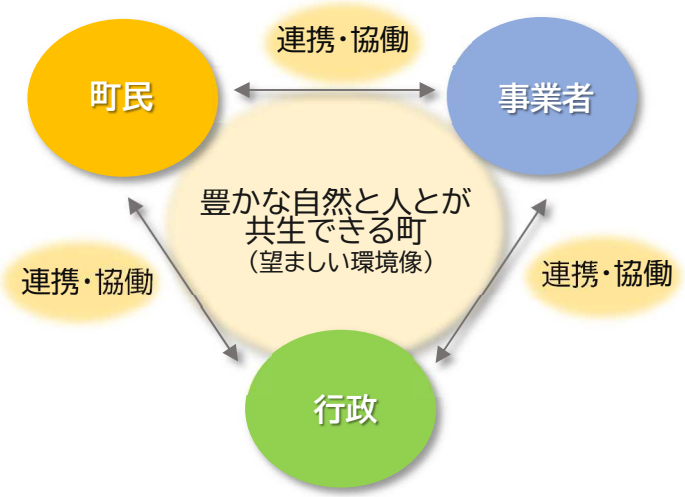

9. 進捗管理

本計画の進捗管理は基本的に PDCA サイクルの考えに沿って行われます。毎年、温室効果ガス排出量について把握するとともに、その結果を用いて計画全体の目標に対する達成状況や課題の評価を行い、実施すべき対策・施策の具体的な内容を検討します。また、毎年1回、区域施策編に基づく施策の実施の状況を公表します。

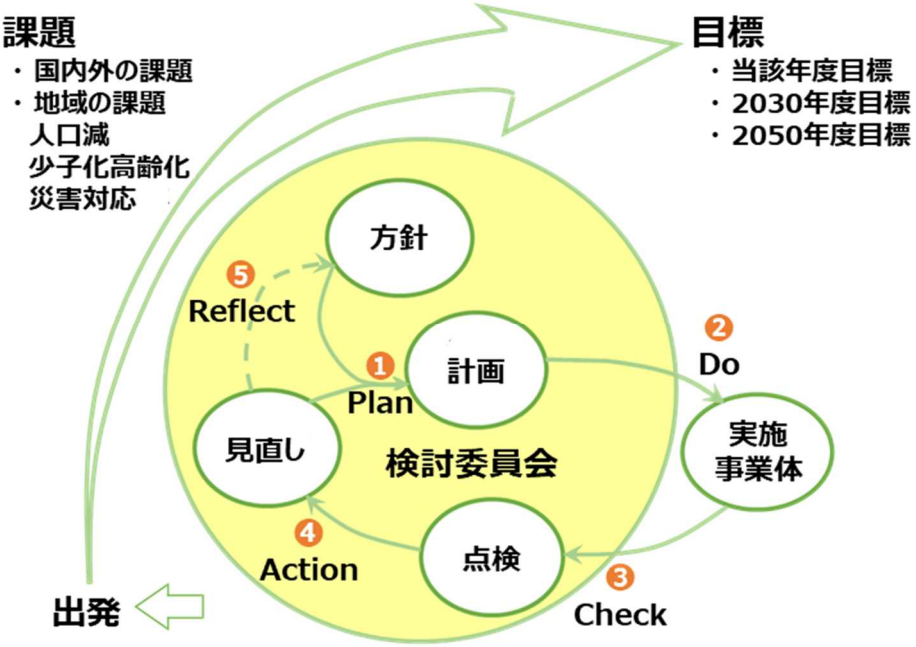

10. 適応策の推進

本町では、気候変動の影響により受ける被害を回避・最小化するため、国の気候変動適応センターや地方環境事務所、宮城県、地方気象台等の関係機関との連携・情報共有を図りながら、分野別の取組を推進します。

分野	主な施策
農業・林業・水産業	・農作物の気候変動に適応した生産技術等に関する情報の収集等を行い、関係機関と連携し農業経営を支援します。 ・森林の多面的機能の維持・強化を目的とした森林を造成・管理し、災害初動対応の強化等により山地災害の防止を図ります。 ・海水温度上昇や海面上昇に適応可能な水産資源に関する情報収集を行い、関係機関と連携し水産経営を支援します。
水循環・水資源	・渇水に対応するため関係者間での緊密な情報共有を図ります。 ・公共用水域の状況把握のため、鳥の海湾内及び排水路等の水質調査を行います。
自然生態系	・気候変動に起因する森林の病害虫被害について、影響を把握し、対策を講じます。 ・有害鳥獣被害への対策を講じることにより、農林水産被害等の軽減を図ります。 ・外来生物や鳥獣等の防除・捕獲に係る情報を発信します。
自然災害・沿岸域	・災害の強大化による沿岸地域への影響を考慮した海岸保全施設整備を推進します。 ・洪水ハザードマップの作成による災害リスクの普及啓発を行います。 ・河川の整備、堆積土砂・支障木除去等、安全で良好な河川環境の維持を図ります。 ・市街地の浸水被害軽減のための雨水幹線などの雨水排水施設を計画的に整備します。 ・自主防災組織の育成等による地域防災力の強化を図ります。 ・防災教育と連携した気候変動への適応に関する町民への普及啓発を行います。
健康	・熱中症に対する注意喚起や、予防・対処法についての普及啓発を行います。 ・空調設備の設置等、学校を含めた公共施設における夏の暑さ対策を推進します。 ・蚊が媒介する感染症に備えた情報収集と町民への情報提供を行います。
産業・経済活動	・通年型・全天候型の観光誘客対策や産業活動の検討を行います。 ・企業等の事業内容に即した気候変動適応の推進や、新たな適応ビジネスの創出につながるよう気候変動影響に関する情報を発信します。
町民生活・都市生活	・公共施設や水道・交通・通信等の重要インフラについて、規模の大きな災害時にもその機能を維持できるよう、施設・設備の強靭化を図るとともに、被害が発生した場合に迅速な対応ができるよう関係事業者との連携体制を強化します。 ・安全で利便性の高い道路網を構築し、災害時の避難路・迂回路を確保します。 ・拠点給水所整備、配水ブロック整備、防災・災害情報システムの活用等により、災害時における初期の応急給水活動と応急復旧の更なる充実・強化を図ります。 ・給水車を手配し、災害時に被災者に飲料水を供給できるようにします。 ・協力事業者と連携して電気等のライフラインの早期復旧に努めます。 ・防災拠点施設に太陽光発電システムや蓄電池といった 自立分散型エネルギーシステムの導入を進め、災害時等の非常時に必要なエネルギーを確保します。 ・Ｊアラートとの連携による防災行政無線の活用や、緊急速報メール及び町 SNS 機能も利用し、町民への緊急情報の伝達手段の充実を図ります。

亘理町地球温暖化対策実行計画 （区域施策編） 概要版

2024（令和６）年７月 策定
2024（令和６）年８月 発行

企画・編集・印刷　　亘理町役場 町民生活課

〒989-2393 宮城県亘理郡亘理町字悠里１番地
代表電話 0223-34-1111